

平成 17 年 4 月 13 日

協力企業作業員の 2 ミリシーベルト / 日を超える
計画外被ばくの調査結果について

当所 1 号機は、平成 16 年 9 月 29 日より定期検査中ですが、平成 17 年 2 月 18 日原子炉格納容器内（管理区域^{*1}）において、協力企業作業員 1 名が配管肉厚測定の前準備作業を実施中、警報付個人線量計が発報したため管理区域より退域し、被ばく線量測定を行ったところ、計画線量^{*2}である 2 ミリシーベルト / 日を超える計画外の被ばく（2.02 ミリシーベルト / 日）をしていることが午後 3 時 20 分頃確認されました。なお、今回の計画線量を超える被ばくについては、法令で定める線量限度^{*3}を超えるものではなく、身体に影響を与えるものではありません。（平成 17 年 2 月 21 日お知らせ済み）

調査の結果、作業員は、警報付個人線量計が発報したことから直ちに当該作業を中断し退域しようとしたが、最後の作業者であったため後片づけを実施したことにより退域までに時間を要し、計画線量を超えたものとわかりました。

今後、作業中に警報付個人線量計が発報した場合は、作業を中断し、安全上必要最低限の処置（電動工具のスイッチを切るなど）を行い、作業の後片づけ等を他作業員に依頼し、作業場所に留まることがないように周知徹底いたします。

なお、作業の実施段階で計画よりも線量が高い傾向が認められる等必要な場合には、作業を中断する等して、適切な処置を講ずることを周知徹底いたします。

以 上

* 1 : 管理区域

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域です。

* 2 : 計画線量

きめ細かい放射線管理を行うため、1 日の放射線管理目安値として定めた線量です。

* 3 : 線量限度

法令では放射線業務従事者の線量限度（50 ミリシーベルト / 年、100 ミリシーベルト / 5 年）が定められています。